平成２８年６月

【「保険金が使える」という住宅修理サービス】

【相談】

訪問してきた事業者から「雨どいが壊れている。保険金を使って修理しないか」としつこく勧誘された。無料で修理できると言われたが、信用できるか。

【アドバイス】

火災保険は、火災だけではなく、自然風雪災害も補償対象にすることができます。事例はそのような火災保険を使って保険金の範囲内で修理ができると思わせる勧誘です。

　ところが、実際は保険金で修理できない等トラブルになるケースもあります。例えば、「工事の見積もりより受け取った保険金が少なかった」「工事内容を知らされていないにもかかわらず、工事代金の前金として保険金全額の支払いを求められた」「解約すると言ったら、高額な解約料を請求された」などです。

　悪質な例では、経年劣化による損傷を、自然災害が原因という理由で保険会社に申請するよう勧められたケースもありました。建物の劣化は火災保険の補償の対象になりませんし、虚偽の申告は消費者が法的な責任を問われることにもなります。

　契約前の注意点は、修理は保険金の範囲内に収まるか否か▽保険金の範囲にとどまらない修理が発生した場合はどうなるか▽追加工事の必要性▽解約したい場合の対応－などを納得いくまで確認することです。その他、次のようなことにも注意をしましょう。

・契約している保険の内容を確認する。

・複数の修理業者から見積もりをとる。

・修理の着工前に代金を全額前払いすることは避ける。

　無料で修理できると勧誘されても、事業者の説明をうのみにせず、慎重に判断することが大切です。